３　会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。

４　受取手形、事業未収金、貸付金等の債権については、回収不能のおそれがあるときは、会計年度の末日においてその時に回収することができないと見込まれる額を控除しなければならない。

５　満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。第二十条第一項第八号において同じ。）以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。

６　棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。

（負債の評価）

第七条　負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

２　次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。

一　賞与引当金

二　退職給付引当金

三　役員退職慰労引当金

（純資産）

第八条　基金には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三十一条の規定に基づく基金（同法第百四十一条の規定に基づき返還された金額を除く。）の金額を計上するものとする。

２　代替基金には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十四条の規定に基づく代替基金の金額を計上するものとする。

３　積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉連携推進法人が理事会の議決に基づき積立金として積み立てた額を計上するものとする。

第三章　計算関係書類

第一節　総則

（社会福祉連携推進認定を受けた日の貸借対照表）

第九条　法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第一項の規定により作成する貸借対照表は、社会福祉連携推進認定を受けた日における会計帳簿に基づき作成される次条第一項第一号に掲げるものとする。

（各会計年度に係る計算書類）

第十条　各会計年度に係る計算書類は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。

一　貸借対照表

二　損益計算書（損益計算書内訳表を含む。以下同じ。）

（会計の区分）

第十一条　計算書類の会計の区分は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める内容とする。

一　社会福祉連携推進業務会計　法第百二十五条に規定する社会福祉連携推進業務に関する会計

二　その他の業務会計　法第百三十二条第三項に規定する社会福祉連携推進業務以外の業務に関する会計

三　法人会計　前二号に掲げるもの以外に関する会計

２　社会福祉連携推進業務会計は、法第百二十五条各号に掲げる業務の種類ごとに区分するものとする。

第二節　貸借対照表

（貸借対照表の内容）

第十二条　貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。

（貸借対照表の区分）

第十三条　貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。

２　純資産の部は、基金、代替基金、積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。

（貸借対照表の様式）

第十四条　貸借対照表の様式は、第一号様式のとおりとする。